琉球大学学術リポジトリ

1960年1月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に関する「密約」に係る調査関連文書No.5

メタデータ	言語:
	出版者:
	公開日: 2019-02-15
	キーワード (Ja): 朝鮮半島有事, ロジャース国務長官
	キーワード (En):
	作成者: -
	メールアドレス:
	所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43886

特秘

大臣 次官 事務官 参事官 審議官 下田大使 条約局長 アメリカ局長 条約課長 条約課 北米一課

沖縄返還問題に関する愛知大臣・マイヤー大使会談

昭47.7.26
北米一課

7月26日午後11時より午後0時30分まで行なわれた標記会談概要下記のとおり。出席者 大臣、事務次官、条約局長、条約課長、北米一課長、大使、マイヤー公使、ジョンソン通訳官(記録)、場所は自宅会議。なお対外的には一切秘せてある。

記

1. 沖縄返還に関する3大問題
2. 3大問題
3. 地域の問題
4. 米軍保護と師のASSURANCE
5. その他

1. 在沖縄ガス兵器及び軍人のUSCAR元入問題

大臣より米側がガス兵器撤去を早急に決断され感謝しているが、にもかかわらず最近軍人のUSCAR元入3件が起り、補償がないとは言えず我々としては大変申訳なく思っている旨述べたのに対し、大使よりガス兵器撤去の措置は日本の立場を考慮して行なったものであること、一般にBC兵器についての装備が米国にあるかどうかを確認した結果非常にSOPHISTICATEDなものとなり、相手方の攻撃への防御能力として若干の装備の必要性が認識されたことは事実であること述べ、大臣から沖縄の早期返還への強い提案、ウタシバ国連局長訪米元の佐藤の附属書批准問題についてはよく検討したい旨述べた。

2. 沖縄返還に関する3大問題

(1) 大臣より米側共同声明案を提示し当方の考え方も書面で米側に手交してあることに言及し、当方としては米側案に1972年がメンションされ、また安保条約との関連取極の枠内で核抜きの考えが具体的になっていること、さらに

共同声明で別段(して行こうという段になった)ことなと、米側も大体日本側の線の上で取上げて行く意図

がはっきりして来たと思う旨述べ、大使より、たしかに進歩はあり、返還自体は既に踏み切ったこと、安保条約の線に沿って処理すること、明日は返還他の諸側面如何にかかっているが主要争点でないこと、総理訪米までに決着をつけたいと思っていること等その通りである、と述べた。

(2) 大使より米側各省間に軍を加え鋭意検討中だが、3大問題は(i)地域(ii)米軍保護能力、及び(iii)返還の調印問題(財政面その他)である。このうち(ii)は總理訪米後に話すとして、(i)の地域について言えば、自分の考えでは吉田・アチソン交換書簡は極東全部をカバーし、日本政府の統一見解乃至云い地域を対象としている、ヨセ

米国のコミットメント実施の為の行動地域である、と指摘した。　さらに(ii)については、米側に対し米軍保護(支援)能力が日本の地位取扱によって減殺されるものでないことを明確に説明することが肝要であり、特にベトナム戦争(の米出撃基地)について極めて重大な問題である、と述べた。

(3) 大臣より核問題を如何と質問せるに対し大使は(ii)の能力減殺問題の一環なりと答え、大臣より(この点は敵方としても大事な点として捉えている旨述べた。重要な問題であると考え)

3. 地域の問題

(i) 大臣より、吉田・アチソン書簡(について)を含めての当方の考え方を述べれば、極東の範囲はフィリピン、台湾、韓国であり、その他は周辺地域と解釈されている。従って東南アジアとかベトナムなどの地域名、国名を

(共同声明に)書き入れることは、安保条約の枠を逸脱する印象を与え、同意出来ない。

極東とは、この地域が安全でなくてはならないので守られなければならない部分であり、この地域を守るために米軍が出撃しなくてはならないこともある。部分はこれより広くいわゆる周辺地域も当然含む。

自衛隊地域を思い切って入り組んで守って作戦しなければキリがない(敵艦隊は極東にはクナシリ、エトロフがいるが)

棒状に入り組むべし)ので、地域はどこかということを明確にし過ぎない方がよいと思う旨発言した。

(2) 大使より周辺地域とはどこか、日本として考える事情を聞きたいと質問、大臣より上述の説明をくり返し、周辺地域はケースバイケースで決めるべきであるがいま断言出来ないと説明している旨答えた。

次いで大使より、然らば韓国、台湾、フィリピンへの攻撃の場合侵略への行動措置について日本の回答は肯定的だが、周辺地域はこれとは区別され、3箇所の結果回答は色々と異り得るのか、と質問せるところ、オズボーン公使は当方提示の極東の範囲の統一見解および1960年6月10日付外務省でのレター証言テキストをもとに条約は極東について述べているが、その外の地域は極東を変成し得、よって日本政府は米側がこの変成に対し抗議をとることを認めるが、周辺地域の定義はない。

かくて、米側の措置はケースバイケースに決定されるべきであるを解説した。大臣より今日が述べた考えとレター証言とは全く同じであり、地域については日米間の合意した定義がなく、文書上の表現

をすることは無用の代償を惹起しかねない、と述べた。

4. 米軍保護能力と日本側のASSURANCE

(1) 大使より、故バーター長官が紅衛兵がベトナム戦争という大きなる国の変化が起き、米兵数の死傷は日増に増

に大の影響を与えたところ、同長官が議会で「米軍の保護能力を放棄した」と批判されたる非常にむつ

かしいを述べた。大臣より、唯今御発言の点は第2の

「距離」の問題に属するが、二次なる防衛線の運用

の問題で、沖縄地域に関し、第一防衛線で行なう

有が米側にフリーハンドで決めることとな

る旨の施政権返還とはならない。しかし両国首脳の合意

を以て、結果においてYESを保証した旨との同じ実質

を保たせればよいのではないか、と指摘した。

(2) 大使より、御話は分るしエンカレジングと思うが、同長官が

議会に対して単に共同声明しか見せられず「米軍

保護能力を減殺した」と言われる事にもなって困った

上、同長官と基本的な問題点を話合って頂きたい

と要望。大臣より、法律的な主権の一部（たる防衛の権利）を無条件

で外国に渡せないが、総理が国民に対し、防衛

線に際し、かくかくの場合にはYESという、旨云われれば

ならないとの政策意図を明らかにする宣言（例えば国会を通じて国民に対して）をすることは

日米間の取極ではないが実質的に権限移譲となり

米国の議会対策上も同長官を助ける意味で

極めて有効と思うので、日本案ではなく書いた旨述べた。

(3) 大使より、右宣言は総理の訪米帰国後直ちに

かとの質問に対し、大臣は11月共同声明署表の際

解釈的なものとして行なうのも一案と思うし、また大統領・国務長官へは

電話でもよいと思うが、方々相談したいと述べた上、施政権が返

還されてもあらかじめ無条件に権限を移譲することは国民感情に

反するが、国の安全を守る責任者として、かくかくの
ことを行なうと米国をASSUREし、米国のプレセンスと
その性能について米国に要請することは、総理として
当然の責任と思う。これは主権国家の面目と、
条約運用のASSURANCEとの結合である旨述べた。
以上につき大役は大変参考になったと述べ、次いで大臣より
以前より申上げている如く秘密の取極を行なう用意
はあるが、防衛の必要性からもその方が抑止力を強化
することとなろう、と述べた。
(4) 大役より日本側は主権の問題につき過敏でないか
米国は明の主権の一部を放棄せよう、などとの考え方を
ないと述べた。大臣より米側の文書に米国の軍隊又は軍人
の支援という概念が正式に取上げられて来たが、
これは従来の考え方と異り、その重要性は分るが、新しい
概念の導入は国会等で攻撃材料となる虞が大であると述べた。

これに対し、「ゴ大使より米国として自衛権の概念を
国連の原則に基づいて導入することにより処理せんと考え
ている」旨説明した。大臣より、この点に関連し16日
と24日の日本側の両文書と、訪米時に手交した共同
声明案と合せ検討されたいと要望し、大役はこれを了承した。
5. その他
(1) 大臣より9月訪ソにおける見通しを説明の上、訪ソ
の目的は北方領土、ソ連のアジア安全保障体制、
及び安全操業の諸問題等をソ連と話し合うことにある
と述べた。
(2) 大臣より数日後に迫った日米貿易委員会
合同委員会
について何か連絡事項などもと質問、大使より スタンズ
商務長官に対し先日訪日の際のお礼の旨伝えたい、ライン
日本側より出ないことを希望するが、自分からも同長官に対し
新聞等に出るおそれの場での発言自制はするよう

遅くとも22日の意見を述べ合うのが望ましいを待ておりたい
と述べた。（以上にて会談終了）

外務省